

令和2年2月4日
健康管理センター

新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う対応について

中国湖北省を中心として新型コロナウイルス関連肺炎が発生し、患者数の増加が連日伝えられています。国内での感染者も増加しています（2/4 現在 20 名）。患者数の増加を受けて1月31日に世界保健機構（WHO）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表しました。

中国だけでなく日本やアジア各国、アメリカ、フランス、オーストラリア等でも感染が確認されています。これからの休暇等を利用して海外渡航を予定している方は、現地の情報を十分に確認したうえで、渡航計画の見直しも視野に置いて、自らの安全確保に十分注意してください。

【海外渡航での注意】

・中国湖北省への渡航は自粛するとともに、湖北省以外への渡航については、その是非について検討してください。

・既に感染が報告されている中国以外の国への渡航にあたっては、人ごみを避ける、うがい、手洗い、手指消毒、機内でのマスク着用などの対応を行い、渡航先の最新情報を入手するよう努めてください。

・やむを得ず出国する方については、学生生活室へ渡航届を提出してください。（教職員は総務室へ提出）

・在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）

・外務省海外安全アプリの活用もお勧めします。

この海外安全アプリでは、ネットワークに接続していなくても、各国・地域の緊急連絡先を確認できるようになっています。



iPhone 用



Android 用

・帰国した後 14 日間は、健康状態を確認するようお願いいたします。

体調不良時（発熱、咳、悪寒等の風邪症状、腹痛、嘔吐、下痢等の消化器症状がある場合）は、事前に医療機関へ連絡の上、速やかに受診する等適切な対応をお願いいたします。

問い合わせ先

海外渡航に関すること：学生生活室 0224-55-3019

健康管理に関すること：健康管理室 0224-55-1404